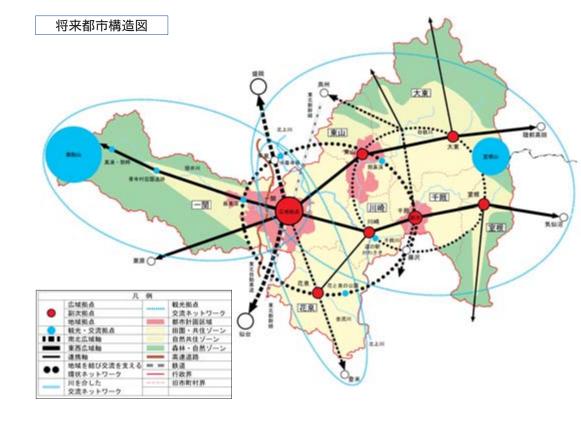
· 計画 マスタ ランを策定し



整備方針を定めるとともに、長像や土地利用、都市施設などのる基本的な方針として将来都市 ました。
計画マスタープラン」を策定し 期的な「まちづくりの指針」とし ての役割を果たす「一関市都市 市は、本市の都市計画に関す

ショップ(都市計画区域別まち意見をいただいたほか、ワーク た都市 懇話会を5回にわたり開催して 関係行政機関職員などで構成し 経験者、関係団体の代表者、まち をいただきながら進めてきまし ントなどで多くの市民から提言 づくり懇談会)、パブリックコメ づくりスタッフバンク登録者. 計画マスタープラン策定

要をお知らせします。 都市

平成37年

◎計画の構成

計画策定に当たっては、学識

計画マスタープランの

0 計画の目標年次

【全体構想】

市整備を進めるための方針としの調和を図りながら望ましい都 て、次の内容について定めまし 市全体の市街化と自然環境と

活力あふれる 市像を「人と自然が織りなし 計画としての目指すべき将来都 と地域が結び合い で掲げた将来像の いちのせき」としました。 いちのせき」の実現に向け、都市 交流拠点都市 未来輝く

まちづくりの基本目標とし、まちづくり▼産業が活性化し、賑ちづくり▼産業が活性化し、賑ちづくり▼産業が活性化し、賑まがでは、最近のでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、ままでは、 機能的なまちづくり▼広域的な 快適性・安全性に優れ 都市像の実現に向け、▼

来の都市構造を示しました(上くりの骨格となる目指すべき将 3将来都市構造…本市のまちづ

1将来都市像…

2まちづくりの基本目標…将来 ちづくりを進めていきます。 、効率的で ·利便性·

の「人と人、地域一関市総合計画

まちづくりに関する施策の方針▼防災の方針▼ひとにやさしい都市環境・景観形成の方針▼都 の方針▼都市施設の整備方針▼づくりの方針として▼土地利用 4分野別構想…分野ごとのまち を定めました。

4

5地域別構想…各地域の将来像 地域づくりの方針を定めました。 【地区別構想】

計画区域を設定して

る

の整備などのまちづくりの方針地区ごとの土地利用や都市施設 都市計画区域を5地区に分け、一関地域、千厩地域、東山地域の などを定めました。 0

【まちづくりの推進方策】

した。 まちづくりの推進方策を定め に向けた市民、行政の役割など、 た目指すべき将来都市像の実現 全体構想、地区別構想で示

ムページにも掲載しています。設課に備え付けるほか、市ホー文は、本庁都市計画課、各支所建する。

一 広報いちのせき 平成21年6月15日号 ——

本庁都市計画課☎②854

未来へ引き継ぐ 魅力ある景観まちづくり」を将来像に

景観計 曲 「景観まちづくり条例」を策定

となります。

するために定めたものです。

市は17年12月、景観法に基づ

地域の活性化や交流の促進など、

るとともに、これらを生かした

総合的な景観まちづくりを推進

観を保全整備し、後世に継承す

観まちづくり条例」を制定しま

市は、「一関市景観計画」と「景

「みんなで守り

した。本市の美しく魅力ある景

ブリックコメントなどで多くのほか、景観まちづくり懇談会、パ会を開催して意見をいただいたどで構成する景観計画検討委員どで構成するのでは、 進めました。 市民から意見をいただきながら 経験者、関係団体の代表者、 画策定に当たっては、学識 まち

景観形成を図ってきました。

画では、本寺地区を除く

「本寺地区景観計画」を制定し、

市全域を景観計画区域と定め、

荘園遺跡とその周辺について

政団体」となり、18年には骨寺村き景観形成施策を行う「景観行

◎景観まちづくりの将来像

前協議の

、市に届け

が必 要

の建設行為などを行うには、事7月1日から、一定規模以上

制限などをまとめました。 良好な景観形成の方針や行為の

創り 和した景観づくり~」を景観ま市景観とふるさとの原風景が調 や課題を踏まえ、「みんなで守り る景観まちづくり~活力ある都 本市 未来へ引き継ぐ の景観まちづくりの 魅力あ 特徴

●景観まちづくりの基本方針●景観まちづくりの基本方針ま初まちづくり将来像の実現ちづくりの将来像としました。 かす景観まちづくり▼岩手県ある景観を守り育て、つくり、生す景観まちづくり▼地域の個性ちづくり▼水と緑の恵みを生か

北限の棚田と称される「山吹棚田」(大東町大原地内)

います。 くり の魅力と活力のある景観まちづ 南・宮城県北の中核都市として の4つを基本方針として

景観づくり」▼東山地域「自然の史・自然が調和する交流拠点の観づくり」▼千厩地域「街道と歴 ます。 の景観まちづくり方針としていとの景観づくり」―を地域ごと の恵みと歴史が調和するふるさ里の景観づくり」▼川崎地域「川 山と祭りの映える安らぎのあるの景観づくり」▼室根地域「室根 祭りの映える室蓬譲水の里の景観づくり」▼大東地域「蔵街道と 景観づくり」▼花泉地域「花と泉 歴史文化が調和する広域拠点の 一守 恵みと文化が調和する観光拠点 の潤いと活力みなぎる田園の景 一関地域「活力ある都市と自然・守り育て、生かしていくため▼また、地域の個性ある景観を 万針としてい

◎ 景観形成基準

建築物の建築、工作物の建設、そ観まちづくりを推進するため、 将来像と基本方針に基づく景

> の他開発行為や物件のたい積な 分けて定めました。 べき「指針」と則すべき「基準」に 対象行為に対して、配慮す

成重点地区を除く) ◎ 届け出対象行為の例 (景観形

面積1 ■工作物…高さ13㍍または築造 ■建築物…高さ13景または延べ 00平方景を超えるもの 0 0平方 がを超えるも

のなど

3000平方は、区域外では1 石の採取など。 ■その他…都市計画区域内では

◎ 景観形成重点地区

周辺地区を指定しました。 ていくべき地区として、厳美渓 特に重点的に景観形成を図 つ

重点地区では、届け出対象行う、さらに重点地区の指定を行いては、景観上重要な地区については、景観上重要な地区については、一つでは、「大きの規模を小さくし、きめ細から、さらに重点地区では、届け出対象行 っていきます。

◎推進方策

いきます。 取り組みの推進─の3つの方策取り組み促進▼景観法に基づく まちづくりの意識啓発▼協働の将来像の達成に向けて▼景観

ほか、市ホームページにも掲課、各支所建設課に備え付け しています。 計画の全文は、本庁建築住宅 載る

景観まちづくりフォ ラムを開催します

■会場… | 関文化センタ 月27日①13時~ 中

「景観を生 ■内容…▼ 北原啓司弘前大教 したまちづく 育

景観まちづくり条例の概要説明 題)▼実践事例発表▼景観計画・ 学部副学部長による基調講演 か 仮

本庁建築住宅課建築指導係◎問い合わせ先

